

【児童分野】障害児におけるアセスメントのポイント

令和8年度サービス管理責任者等基礎研修 分野別講義

児童発達支援

放課後等デイサービス



施設入所支援

群馬県立しろがね学園 高橋 誠司

児童期の支援の特徴を理解する①

アセスメントの前に：児童期の特徴①

児童期特有の事項

- ・ 背景（育ちと関わり）がその後の障害像を左右するなど、養護性が高い時期である。
- ・ 進学や進級等の「移行期」が連続する18年間である。
- ・ 子どもの時期においても、意思の尊重・最善の利益の優先考慮の下、個別支援計画の作成等が求められる。

⇒ 未発達である段階において、子どもの「現在の生活」だけを見るのではなく、育ちの背景に目を向ける必要があります。

機関や関係者の連携

- ・ 医療・福祉・教育等、関わる分野や機関の数が多い。
- ・ その時により刻々と連携先が変化し、中心となる機関が変遷していく。

児童期の支援の特徴を理解する②

アセスメントの前に：児童期の特徴②

対象の違い

- ・ 障害が未確定な段階や障害者手帳対象外であっても支援対象になりうる。
- ・ 障害種別においては全障害が対象である。

⇒したがって、学ぶべき知識が膨大です。

発見と支援（特に発達障害と軽度知的障害）

- ・ 早期発見・早期対応の体制は整備されつつある。
- ・ 早期発見後の支援体制を把握しておくことが大切。

⇒発見や指摘後の家族の不安と混乱は相当なものです。

児童期の支援の特徴を理解する③

アセスメントの前に：児童期の特徴③

家族支援

- 子どもが低年齢なほど家族支援にかける時間が必要。（特に母親との話し合い）
 - 父親との面談、きょうだい児への配慮、祖父母への障害に関する説明等も含め、関わるべき家族は多い。
- ⇒特に診断直後は家族の不安と混乱に、繊細な配慮が必要です。
- ⇒最新のわかりやすい情報提供と、選択肢の中で悩む保護者の気持ちの揺れに、時間をかけて対応する必要があります。
- ⇒情報の把握と更新が頻繁に必要です。

ライフステージと各時期の中心的な課題(障害児・者の例)

胎生期		胎生期における母親の不安への支援	
新生児期(おおよそ2 か月まで)		先天性障害の告知とフォロー、治療・訓練の方針提示、家族への支援	
乳児期(主として0～3歳未満)		健康診査後のフォロー、家庭における子育て、機能訓練、豊かな感覚的な遊びの体験、親子療育の開始、家族の障害受容のための支援	
幼児期	前期(主として3歳～5歳未満)	発達段階に応じた遊びを通した達成感の経験、集団での療育、地域の集団への参加の可能性、こどもに応じた複数の発達アセスメント	
	後期(主として5歳～就学まで)	就学に向けての支援、豊かな遊びを通した対人関係の構築と生活体験の広がり	
学童期(主として就学～12歳まで)		能力に応じた臨機応変かつ適切な教育の提供、将来に向けて必要な生活体験、性教育、意思表示及び意思表明の機会、進学に向けた支援	卒業後に向けた就労体験生活体験、移行支援
思春期(主として13歳～17歳)			
青年期	前期(主として18～20歳)	地域・就労定着支援、本人のストレングスを活かした本格的な相談支援の開始	
	後期(主として20歳代)	余暇・休日の過ごし方、適切な就労先の見直し、一人暮らしへの支援、本格的な意思決定支援の開始及び自己決定された暮らしの提供	
成人期	前期(主として30～40歳代)	地域のイベントへの参加、地域での居場所づくり、趣味を増やすための支援	
	中期(主として50歳代～65歳未満)	体力と本人の意欲に応じた生活の見直し、高齢期に向けた準備、保護者が後期高齢の年齢になっていることへの対応	
	後期(主として65歳以上)	介護との連携、自己決定された暮らしが継続されているかのチェック	

障害児支援の基本理念

(参考資料)

(1) 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供

こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどもの発達及び生活の連続性に配慮し、こども今の育ちの充実を図る観点と将来の社会参加を促進する観点から、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供することが必要である。

また、障害の特性による二次障害を予防する観点も重要であることから、こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こどもの支援に当たっては、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすることが重要である。

児童発達支援ガイドラインより引用

(2) 合理的配慮の提供

障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別（「合理的配慮」の不提供を含む。）の禁止等が定められている。

障害のあるこどもの支援に当たっては、こども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮の提供が求められる。このため、事業所は、障害のあるこどもや保護者等対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくことが重要である。

(3) 家族支援の提供

こどもは、家族やその家庭生活から大きな影響を受ける。家族がこどもの障害を含め、そのこども本人のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達 과정에서 様々な葛藤に直面する。様々な出来事や情報で揺れ動く家族を、ライフステージを通じて、しっかりとサポートすることにより、こどもの「育ち」や「暮らし」が安定し、こども本人にも良い影響を与えることが期待できる。

家族の支援に当たっても、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくことが必要であり、家族自身が内面的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすることが重要である。

障害児支援の基本理念

(参考資料)

(4) 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、こどもたちが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学びあい、成長していくことが重要である。このため、事業所等は、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくことが求められる。

児童発達支援ガイドラインより引用

アセスメントを実施する際の基本的な視点

児童期の支援の基本的な視点

- ①手帳を持たないグレイゾーンの子ども（発達が気になる子ども）に対する支援も障害児支援の役割の一つである。

→事業所は「気になる子ども」への支援を併せて行っていくべき

- ②乳幼児期は発達が未分化である。また医療的な課題を多く抱えている子も多い。そのため、子どもの成長・発達は周囲の環境に左右され易く、場合によっては命さえも大きな危機にさらされている時期であるとも言える。

→医療的なケア+発達支援により、生命の維持が図られる

- ③家族（母親を中心に）は我が子の育ちに不安を抱え、心身共に不安定状態となりやすい。人・社会・知識・情報からの孤立状態に陥りやすい。

→不安定な状態から、判断しにくくなっていることへの寄り添い

- ④障害またはリスクのある我が子の受容と前向きな養育体制づくりに親（家族）が第一歩を踏み出す時期である。

→家族と子どもの状態に合わせた子育て支援メニューを提案する

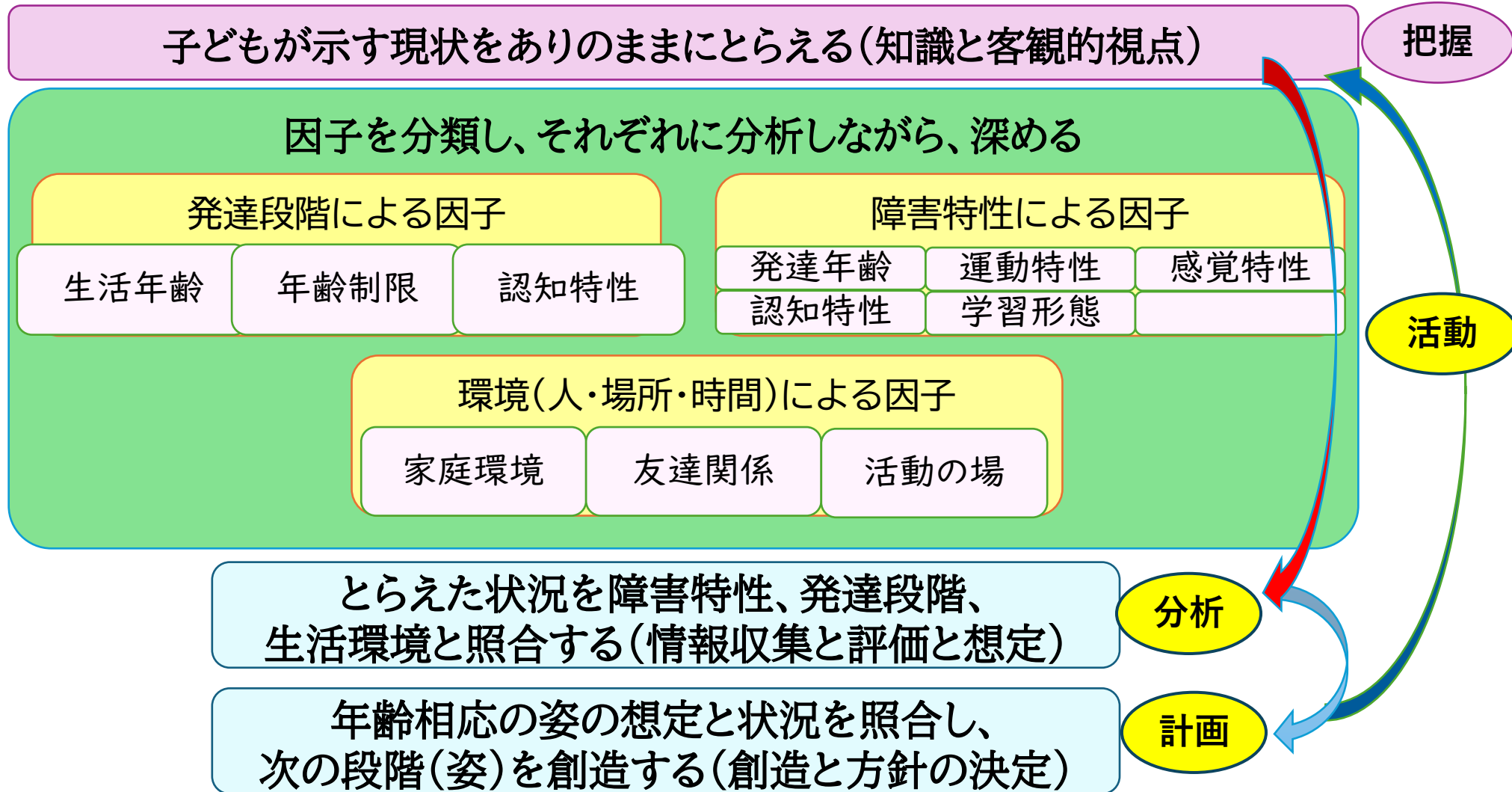
- ⑤発達上に注意や興味の移りやすさや多動性、もたつき、発達領域間の偏りなどのある子どもは被虐待児になり易い。

→事業所での母子の姿だけでは、見落としがちなことを意識する

児童期の支援のプロセス

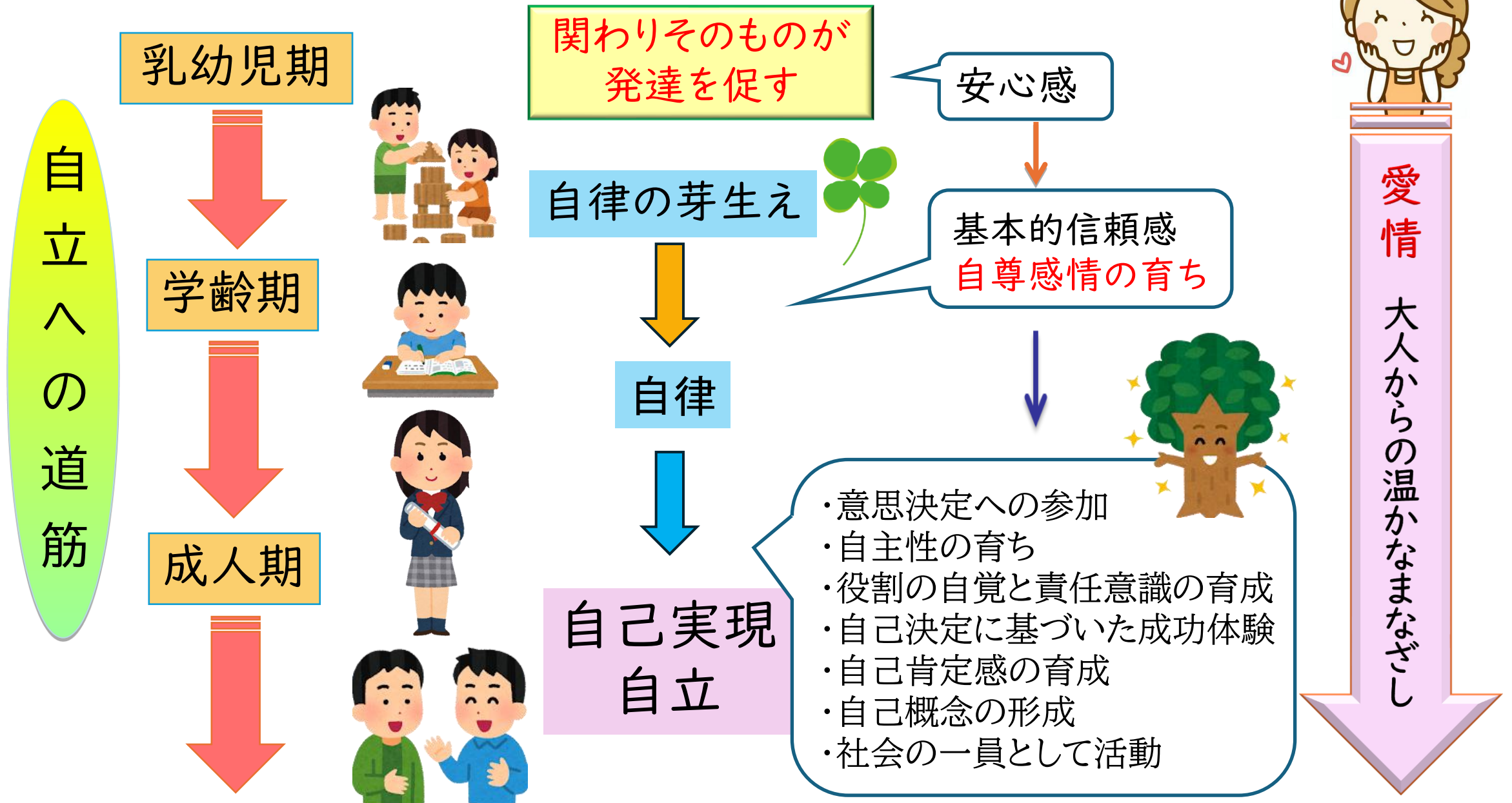
アセスメントを実施する際の基本的な視点～子どもへの関わりに不可欠な視点とその支援プロセス

子どもの支援のプロセス



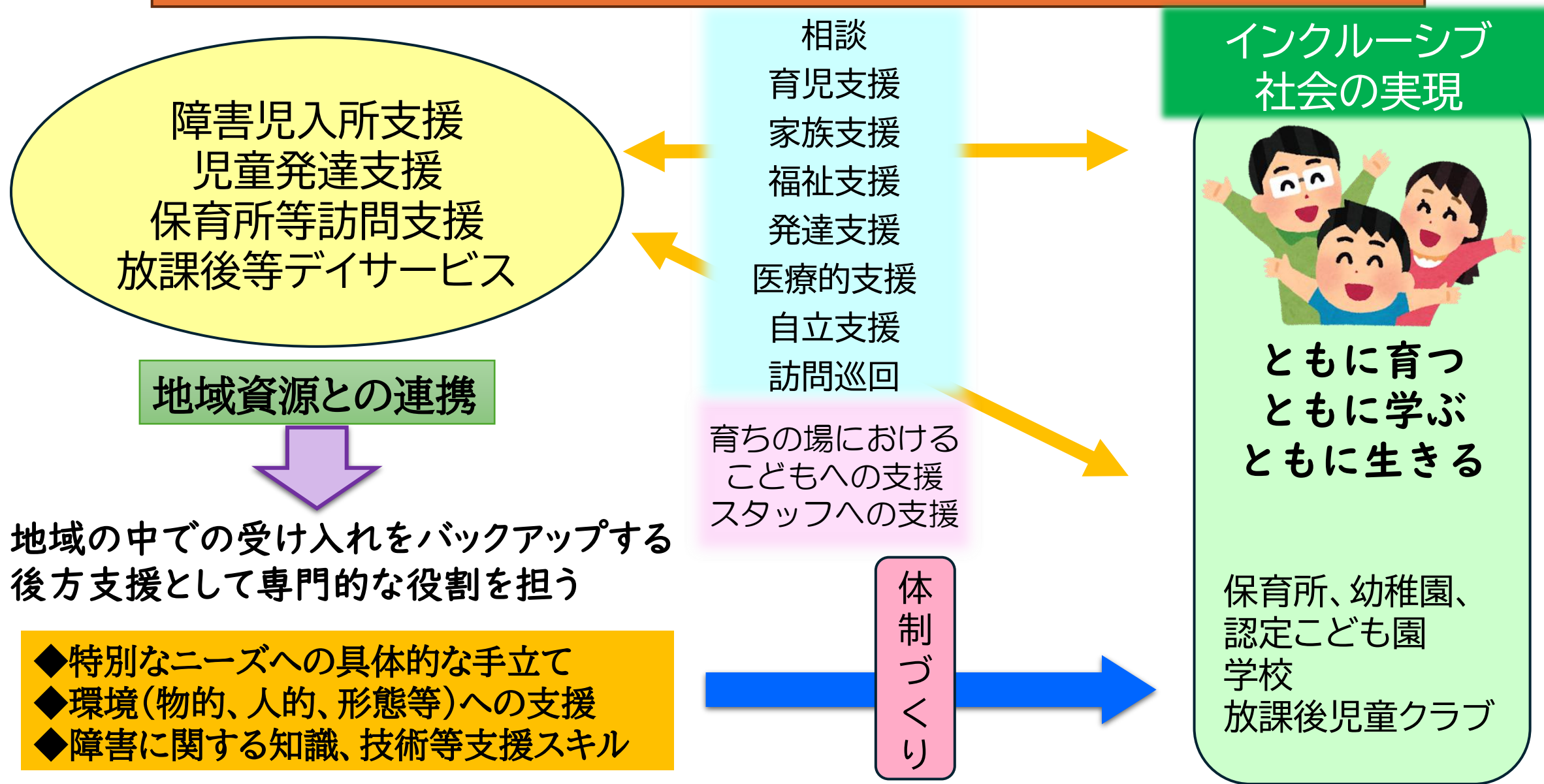
毎回の支援でも、一年間の関わりでもこのプロセスを繰り返す。
(意図をもって過ごす自然とPDCAサイクルが生じる)

児童期の支援におけるアセスメントのポイント



児童期の支援の全体像

アセスメントを実施する際の基本的な視点～児童期の支援とは？

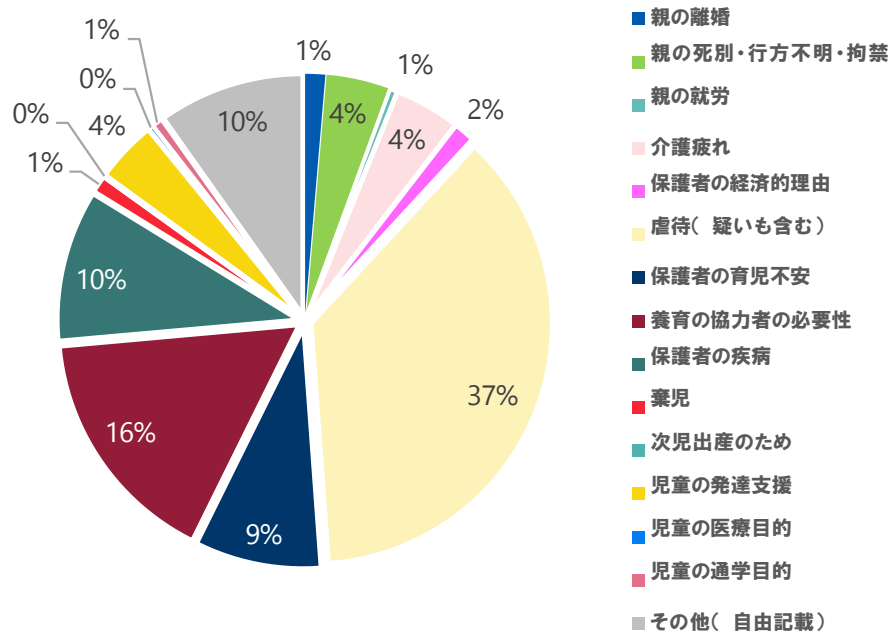


5. 入所理由【福祉型】

現状

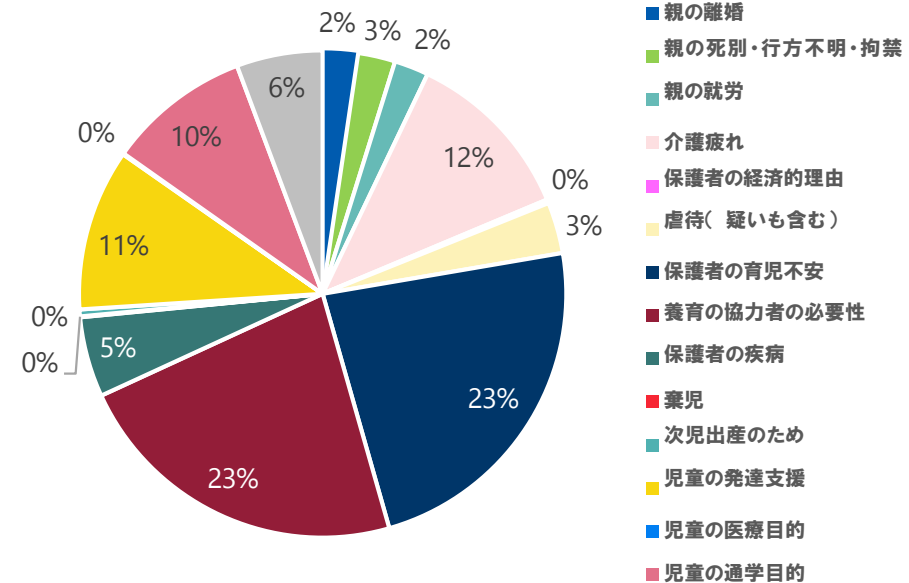
- 福祉型(措置)では虐待(疑い含む)の割合が高く、養育の協力者の必要性、保護者の疾病、保護者の育児不安の順に高い割合となっている。
- 福祉型(契約)では、保護者の育児不安、養育の協力者の必要性の割合が高く、次いで介護疲れ、児童の発達支援、児童の通学目的とした入所も高い割合となっている。

福祉型(措置)



N=3,704

福祉型(契約)



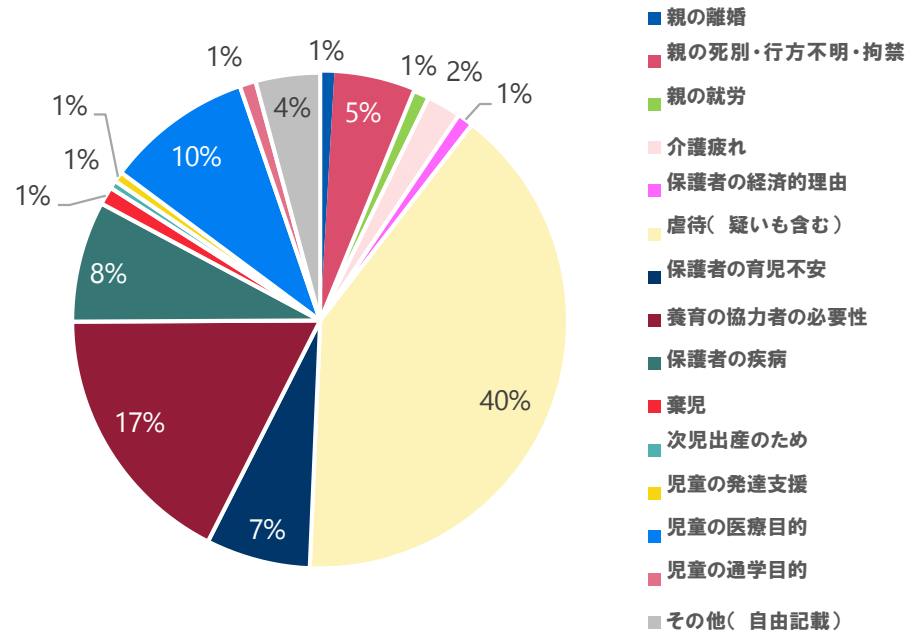
N=1,561

5. 入所理由【医療型】

現状

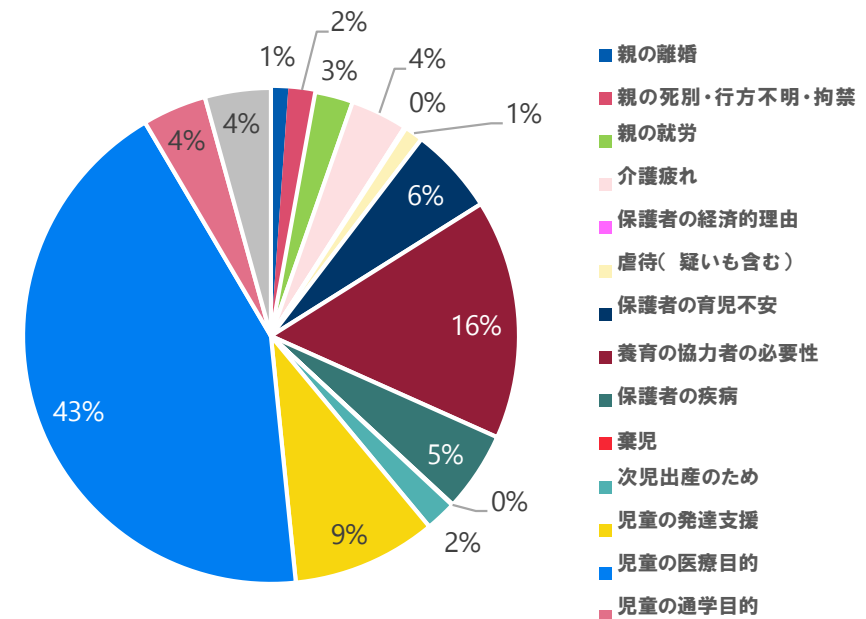
- 医療型(措置)では、虐待(疑いも含む)、養育の協力者の必要性が割合が高くなっている。また、児童の医療目的、保護者の疾病、保護者の育児不安も高い割合になっている。
- 医療型(契約)では、児童の医療目的の割合が高く、次いで養育の協力者の必要性の割合が高くなっている。

医療型(措置)



N=865人

医療型(契約)



N=1,748人

出典:こども家庭庁支援局障害児支援課調べ(令和7年4月1日時点)

児童期の特徴の一つは、アセスメントの細かさ！

「因子を分類し、それぞれに分析しながら、深める」

「深める」とは、見極めることであり、
子どもの頭と体で起きていることを知ろうとすること



子どもだからこそ、できないことはたくさんある！「できないこと」の主となる要因は、いくつか絞られる。

発達検査は必要に応じて行い、実生活の中でその結果が適切かどうかを確認しながら、どの部分を伸ばしていくと良いのか、ケース検討を重ねていく。

各因子が相互に影響し合いながら、障害が形成されているが、短期間でその影響の度合いに変化が生じることに留意する。

アセスメント力を高める～支援の見立て力を高める

児童期の大切な視点

子どもの姿を評価するには、時間をかけて親子関係を観察していくことが大切

家庭訪問し、日頃の生活、遊んでいる状況を実際に見ることや、子どもの権利擁護の視点から、子どもが成長していくための家庭環境かどうかをチェックすることは必要

関係機関からの情報入手については、全てのケースで保護者の了解を得ること

生育歴については、何年かだけでなく月日まで記録した方がよいことが多い

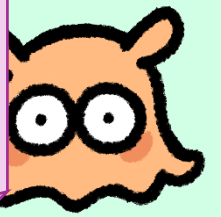
祖父母の思いや価値観に触れていくことも大切（特に母親の両親）



アセスメントの過程
は資料の収集と分析

アセスメントは常に
継続・連続している

関わりの中で気づく
こと・発見すること



アセスメントの留意点

「できないこと探し」
にならないように！



ストレングス（強み）
に着目しよう！

目の前の子どもの得意なこと、
興味や関心ごとを大切にす
ることにより、支援は始まり、
展開する。

最も大切なのは、どのアプローチにより、得意な
こと、興味や関心ごとが生じていくかということに
ある。現状としては観察できていないものの、適
切な働きかけをしながら、子どものいいところを
発見していく支援である。

児童発達支援の方法

(参考資料)

- ① 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態について、アセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で支援に当たるとともに、こどもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、こどもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- ② こどもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。特に、3歳未満までのこどもの場合には、健康状態や生活習慣の形成に十分な配慮を行いながら、こどもの心身の発達に即して支援を行うこと。
- ③ 一人一人のこどもの発達や障害の特性について理解し、障害の状態や発達の過程に応じて、個別や集団における活動を通して支援を行うこと。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

児童発達支援ガイドラインより引用

児童発達支援の方法

(参考資料)

- ④ こどもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。特に、3歳以上のこどもの場合には、個の成長と、こども同士の協同的な活動が促されるよう配慮しながら支援を行うこと。
- ⑤ こどもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、こどもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように支援を行うこと。
- ⑥ こどもの成長は、「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする「遊び」を通し、職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように、具体的な支援を行うこと。

児童発達支援ガイドラインより引用

児童発達支援の方法

(参考資料)

- ⑦ 単に運動機能や検査上に表される知的能力にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自由で多様な選択」等も踏まえながら、こどものできることに、得意なこと及び可能性に着目し可能性を拡げることや、苦手なことにも挑戦できる支援を行うこと。
- ⑧ 乳幼児期は、親子関係の形成期にあることを踏まえ、保護者のこどもの障害特性の理解等に配慮するとともに、一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。
- ⑨ こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の観点を常に念頭に置き、こどもと地域のつながりを意識しながら支援を行うこと。

児童発達支援ガイドラインより引用

児童発達支援の方法

(参考資料)

- ⑩ こどもや家族を包括的に支援していくためには、事業所等において、多職種でそれぞれの専門性を発揮し、こどものニーズを多方面から総合的に捉えるとともに、互いに協力しあいながらチームアプローチによる支援を行うこと。また、事業所内にとどまらず、地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどもや家族を支えていく連携体制を構築すること。

児童発達支援ガイドラインより引用

児童発達支援の内容

(参考資料)

※資料に示す「児童発達支援」とは児童発達支援センターや児童発達支援事業所における児童発達支援ではなく、児童発達支援管理責任者における広義の「児童発達支援」である。

- 児童発達支援は、障害のあるこどもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助である。
- 具体的には、障害のあるこどもの個々のニーズに応じて、「**本人支援**」、「**家族支援**」、「**移行支援**」及び「**地域支援・地域連携**」を総合的に提供していくものである。

児童発達支援ガイドラインより引用

児童発達支援の3つの要素

児童発達支援ガイドライン
第3章を確認！

本人支援

子育て支援
(狭義の発達支援)

移行支援
インクルージョン

家族支援

親と協働の子育て支援
(親育ち支援)



地域連携

地域連携による支援
地域での生活支援
(地域力向上支援)

こどもの

発達支援におけるアセスメントの意義

理 解 解釈（見立て） 仮説（手立て） 検 証

「一つ一つの情報を自分なりに解釈し、それらを組み立て、生じている問題の成り立ちを構成し、支援課題を抽出すること、あるいは、その人がどんな人で、どんな支援を必要としているのかを明らかにすること」

ー近藤直司(2012):アセスメント技術を高めるハンドブック.明石書店ー

- 包括的アセスメント: 多面的な情報収集をする
各情報の関連性を捉える
- 発達的变化、支援の効果を評価し、その時期に合った
支援内容への修正、次の支援目標・内容の作成・変更を行う
- 家族を含めた多様な関係者との共通理解を図る



児童発達支援ガイドライン
第3章を確認！

健康
・
生活



運動
・
感覚

本人支援の5領域

認知
・
行動

人間関係
・
社会性

言語
・
コミュニケーション



児童期の個別支援計画の作成におけるアセスメント～課題の整理

◎課題の整理において大切な視点＝発達期にあることを意識する

- 主語を明確にする ■「事実」と「思い・推測」を区別すること（客観≠主観）
- 「全体」（生活など）と「部分」（発達の要素など）を見る
- 学習の視点（誤学習？未学習？）
- 「得意・強み」と「苦手・弱さ」の視点
 - 👉 苦手・弱さをリフレーミングすることで、支援の視点に気づくことがある（必ずしも悪いことではない・できている部分もある・支援に活用できる部分もある等）
 - 👉 できている部分を伸ばす・活用する・発展させる
- 多様な関係機関との役割分担と協働の視点
 - 👉 事業所としてのコンセプトと照らし合わせる
 - 👉 自事業所で扱わない課題は、どこが担ってくれるのか意識
- アセスメントの要約をする（100～200文字程度）



児童期の個別支援計画の作成におけるアセスメント～課題の整理

ニーズ・課題の整理表作成時の留意点(例)

利用者名

さん

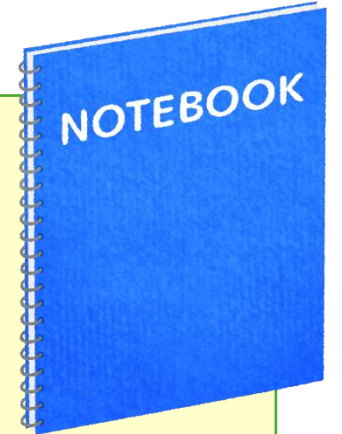
No	発達ニーズ・意向等の把握	初期状態の評価 (利用者の状況・環境の状況)	支援者の気になること ・推測できること (事例の強み・可能性)	解決すべき課題
発達支援	・「誰」欲したニーズ」かを明確に記載し整理することがポイント。 - 例えば、①保護者のニーズを子どもが欲したように書かないこと、②支援者から見た発達ニーズ（感覚ニーズや運動ニーズ）もわかること		・「支援者の知識と技量があからさまになる」 ・左記のニーズの把握、状態の評価の内容を基に論理的に記載できるか！	
家族支援		・まずは、聞き取り表、モニタリング情報等に記載されている状況で左記に挙げたニーズに該当する文言をそのまま抽出する。 ・すでに参考とする書類の記載者（保護者、相談支援専門員、職員等）の主観のもとに記載されている可能性が高いことに留意して読み取る	・「支援者が気になる」等と思う根拠は何！ ・障害特性や家族像、地域資源等の一般的なイメージから推察される「強み・可能性」の記載にとどまらないこと ・より個別性を持たせるため、具体的に記載する	・左記のニーズの記載内容と主語が一致するとは限らない。解決すべき課題の主語を明確化することでどこにアプローチすべきかが定まる ・ここで挙げられた記載内容が、「個別支援計画」の具体的な到達目標となりうる
地域連携				

児童期のアセスメントとは？～児童期における「ニーズ」の把握

児童期の個別支援計画の作成におけるアセスメント～ニーズの把握

ニーズの把握・課題の整理

- 本人のニーズ（本人が求めること、経験させるべきこと）をとらえる。
- **家族のニーズ**をとらえる。
- 生活の中から、「ありのままの」現状をとらえる。
- 背景となる発達上の課題、障害特性による課題をとらえる。
- 家族での生活の現実的、具体的場面を想像する。
- こどもの力や強みをとらえる。
- **家族の持つ力**をとらえ、子育て環境をとらえる。
- 「なぜ？」を意識して分析する。なぜ、課題と思うか？ **なぜ、できないか？**



児童期の個別支援計画の作成におけるアセスメント～ニーズの把握

児童期における主訴とは？

解決すべき順番は？支援すべき相手は？寄り添うべき相手は誰？

ことばが遅いのでは？
と、親戚に言われました。
私は心配していないのですが…

- ★私だってホントは心配！
- ★夫よ、もっと気にかけて！
- ★言葉も心配だけど、他にも大変なことがいっぱい！
- ★まるでワンオペ！つらい！
- ★たまには一人で出かけたい！



（個別支援計画で）自己決定を支援する

児童期から、自己決定や自己選択の力を育てていくことが大切
（自由な意思表示の支援）

多くの可能性や選択肢を広げ、自己決定しやすい環境を作っていく

子どもが意思を表明したことでも、健康面や生活リズムといった面に配慮し、修正しなければならない場合もある

アセスメントの手順、方法が多岐にわたっており、特に発達の評価をかなり細かく繰り返して実施することで、支援の方針が明らかにされていく。

家族・保護者が混乱し、自己決定や自己選択の力が弱まっている状態を支援することも重要。家族全体が支援の対象。



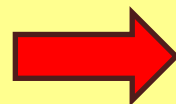
意思の尊重・最善の利益の優先考慮



こどもの権利擁護の基本的な考え方

令和5年4月

こども家庭庁の発足



「こども基本法」施行

【基本理念】

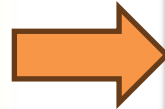
- ①差別的扱いを受けることがないようにすること
- ②福祉に関する権利が等しく保障されること
- ③自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・
多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④意見の尊重・最善の利益の優先考慮

「こどもまんなか社会」を目指して



改正児童福祉法 (令和4年改正、令和6年4月施行)

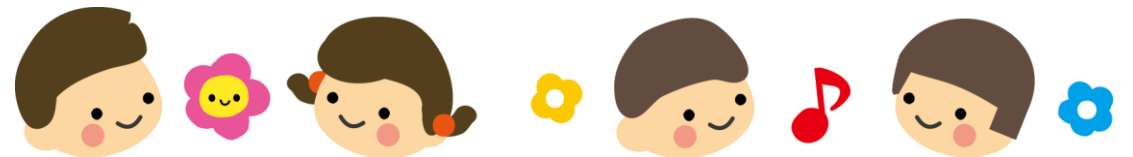
こどもの権利擁護の
環境整備



都道府県知事又は児童相談
所長が行う措置等の決定時
において、こどもの意見聴取等
を行うことを規定

こどもの意見表明等を支援

都道府県の業務として位置づけ



➡こどもの権利擁護スタートアップマニュアル(令和5年12月策定)

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の 優先考慮の手引き（令和6年8月）

障害児通所支援事業や障害児入所施設の
運営基準

こどもの意思の尊重
こどもの意見の尊重

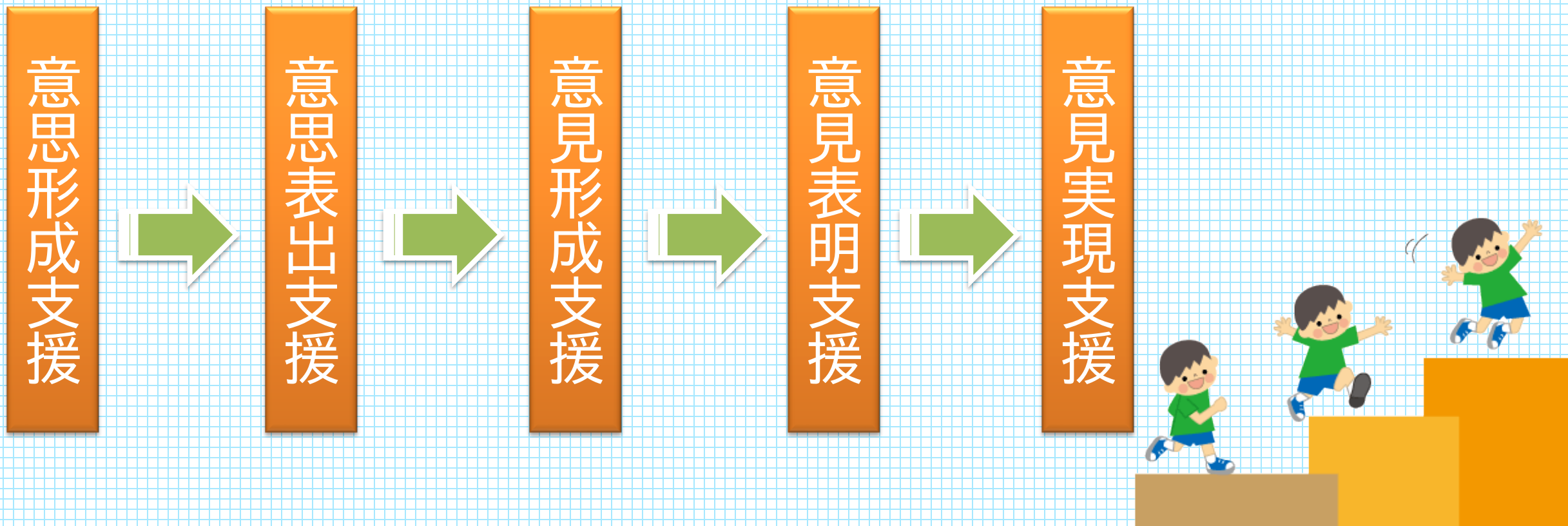
こどもの最善の利益の
優先考慮

個別支援計画の作成・個別支援会議の実施・支援の提供

子どもの最善の利益の実現



こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の 実現に向けて



自己肯定感や自尊心の向上・「自分ならできる」という自己効力感

取組の実施に当たっての基本的な考え方・方法等

(1) こどもの育ちについての理解

(2) 信頼関係の構築➡傾聴

こどもと信頼関係を築くコミュニケーション、生活の中における意識、こどもの自己領域と所有物の確保（主に障害児入所施設）etc.

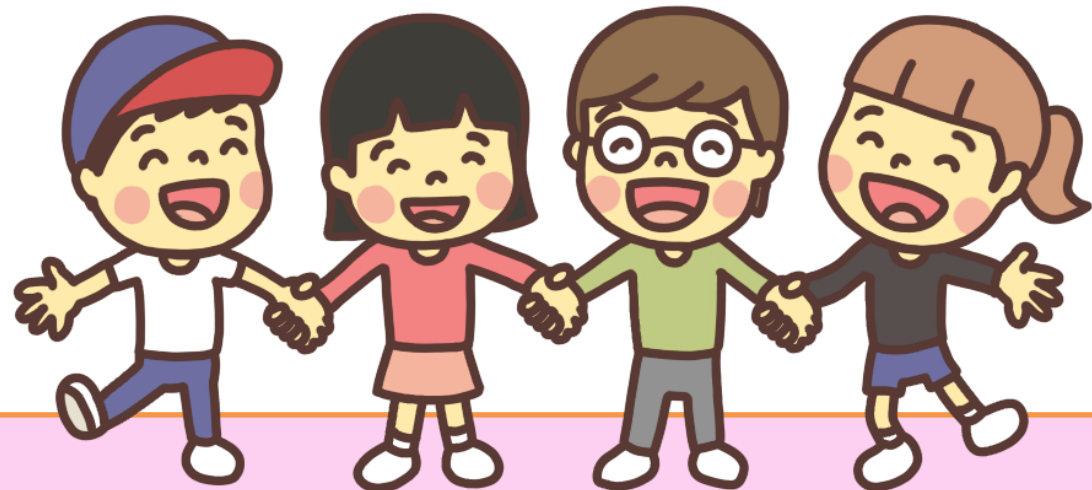
(3) 豊かな経験を通じた選択肢と選択の機会の提供（意思形成支援）
生活場面における配慮事項や選ぶ機会の提供（主に障害児入所施設）

(4) 意思表出支援

(5) 意見形成支援

(6) 意見表明支援

(7) 意見実現支援



児童発達支援におけるアセスメントのポイント

中核的な機能は、将来の自立に向けた発達支援…移行支援

可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが必要

- 障害理解と受容
- 家族・本人のエンパワメント
- 家族機能の育成・回復

なぜ「移行支援」を重視すべきか？

- 全員が通過する課題
- テーマと目標（学校等行き先を決めること）が明確
- 選択肢（学校等）が絞られている～現実的な視点に立たされる
- 日程と期間が定められている
- 家族全体の現実とそれぞれの方の思いを確認できるチャンス
- 継続的に振り返りができる（結果検証）

子どものことで気持ちの整理ができ、落ち着いてきた家族においても、移行期の時に新たな混乱が生じていくことが少なくありません。また、両親の生活・就労状況の変化、兄弟姉妹の進学等も含め、様々な気付きや家族の結びつきを振り返っていく、大切な機会と考えましょう。



児童発達支援におけるアセスメントのポイント

家族支援…親・家族を含めたトータルな支援

子どもの適切な発達環境を整えるために、親・家族支援を大きな柱とする。

そのために

発達課題や障害特性への理解を深め、具体的な手立てと見通しを持った取り組みを通して、「障害受容」を支える。

複数名以上で検討を重ね、適切なアセスメントの後に…

親が我が子の障害とその特徴を理解していくための支援

障害のある我が子の発達支援の意味と意義を理解し、子どもの緩やかな成長を喜びとして受け止められるようになる支援

親・保護者が子どもの成長の要であることを自覚し、家庭生活の中にこそ、成人期以降に生活していく力を培う機会があることを、温かく何度でも伝えていく支援

親・家族が抱えている生活上の問題、親自身の価値観や子ども状態の受け止め方や理解の仕方、兄弟姉妹も含めた様々な悩み等も考慮した上で、ベストではなく、ケースに応じたよりベターな選択肢や暮らしの工夫を提案していく支援

子どもがより成長していくために！

児童発達支援におけるアセスメントのポイント

家族支援…親・家族を含めたトータルな支援

家族支援…親・家族を含めたトータルな支援を実施する上で必要なアセスメントとは？

◆保護者のニーズは、子どもの発達のために必要な支援に結びついていくのか？

- ☆保護者の訴えに対応することで、子どもが得られることは何か？
- ☆保護者の悩みや心配事に丁寧に対応することが、子どもが本当に必要としている支援は何であるかを一緒に考えていく機会となっているのか？
- ☆子どもの発達状況と、子どもの将来像を見通したうえで、いつまでが自事業所のゴールなのか、職員間で確認できているか？またその支援は、自事業所でしか受けられない支援なのか？

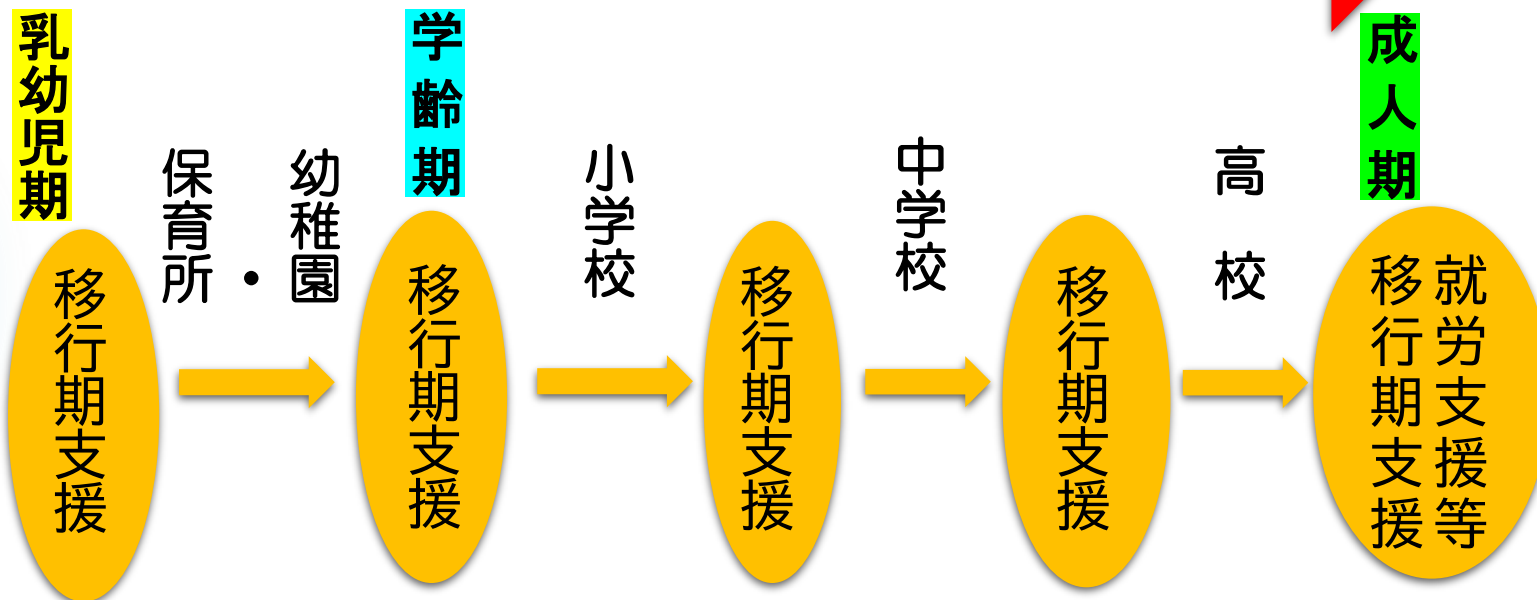
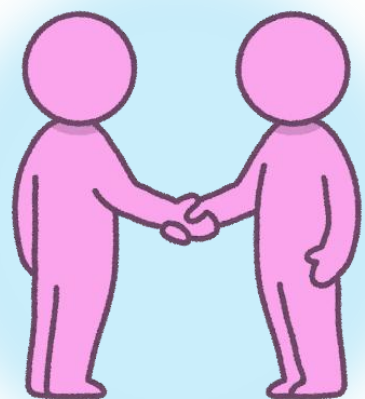
◆保護者を中心とした支援は、いつまで必要なのか？

- ☆保護者の訴えや悩みを適切な頻度で、直接面談をして聴き取っているか？
- ☆保護者のストレスの状態とその変化について、職員間で話し合っているか？
- ☆今後生じると予想される保護者のストレスや悩みに対し、事前にその対応策を考えているか？

◆保護者への支援は、地域の中でどう展開され、連携されているか？

- ☆子育て支援のための関係機関や地域の社会資源との連携の中で、自事業所の役割はどの部分を担っているのかが、事業計画等で示されているのか？
- ☆これまでに地域で機能していた有効な支援が、自事業所が機能したために後退してしまうようなことはなかったか？

児童発達支援におけるアセスメントのポイント
～子どものライフステージに応じた一貫した支援



子どもの将来の幸せを考えた個別の支援計画、サポートファイルの活用

連携とは支援者同士のためではなく、子どものために
必要な情報を、必要なだけ共有していくことに留意！

児童発達支援におけるアセスメントのポイント
～子どものライフステージに応じた一貫した支援

障害児入所支援

児童発達支援（通所支援）

放課後等デイサービス

幼児期

学童期
（小学校）

思春期
青年期
（中学校・高校）

地域における
自立

気づきのポイント

集団参加が苦手
落ち着きがない
ひとり遊び
言葉の遅れ
一方的なやりとり
予定変更に混乱
こだわりの強さ

親・家族、保育士

教科によって学習状況に遅れ
抽象的な言葉の理解が苦手
忘れ物が多い
うっかりミス・同じミスを繰り返す
人間関係づくりが難しい
相手の表情や気持ちが読めない

教師、親・家族

自己肯定感
社会的行動の
獲得

児童発達支援におけるアセスメントのポイント ～子どものライフステージに応じた一貫した支援…地域連携

◆「気になる」段階から気軽に保護者からの相談に応じたり、子どもへの療育が提供できる身近な場となる。

- 一つの事業所で支援は完結してはならない（子どもは地域の宝）
- 診断を受けないと利用できないことを前提としない工夫

◆家族支援を含め個々の状況に応じた療育や発達への支援が、地域の支援システムづくりにつながることを意図して支援を提供する。

- 子どもが通過していく機能を果たすための利用前後の時期の連携
- 地域の中での役割の明確化（事業所の一方的な主張ではない）

◆サービス担当者会議への参加等、より積極的な地域連携を心がけ、発達支援の地域拠点として機能発揮する。

- 地域と子どもとの接点を常に探っていく
- 個別支援計画においては、集団活動での参加状況や、集団活動に参加していくための効果的なやり方を常に確認しその可能性を探る
- 地域の中にいる子どものための人材を見つけていく

児童発達支援を提供するために必要な知識

①発達支援の意味と役割

発達支援の意味と課題
子どもの権利条約と障害児
ノーマライゼーションと統合保育
家族支援 関係機関との連携
就学支援 障害受容 など

②発達支援の技法と理論

TEACCHプログラム
ABA（応用行動分析）
SST（ソーシャルスキルトレーニング）
感覚統合療法 音楽療法
インリアル・アプローチ など

③発達支援の日常実践

粗大運動 巧緻動作
認知 言語 社会性
視覚 聴覚 模倣
健康管理 医療
心の育ち など

④発達支援に関わる制度

児童福祉制度とその動向
特別支援教育の制度とその動向
保健医療の制度とその動向
保育の制度とその動向
幼児教育の制度とその動向 など

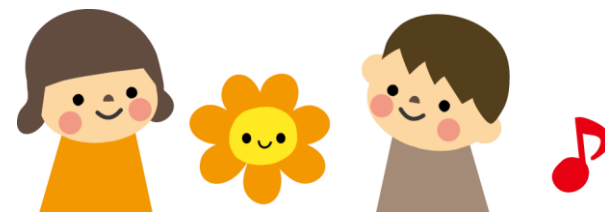


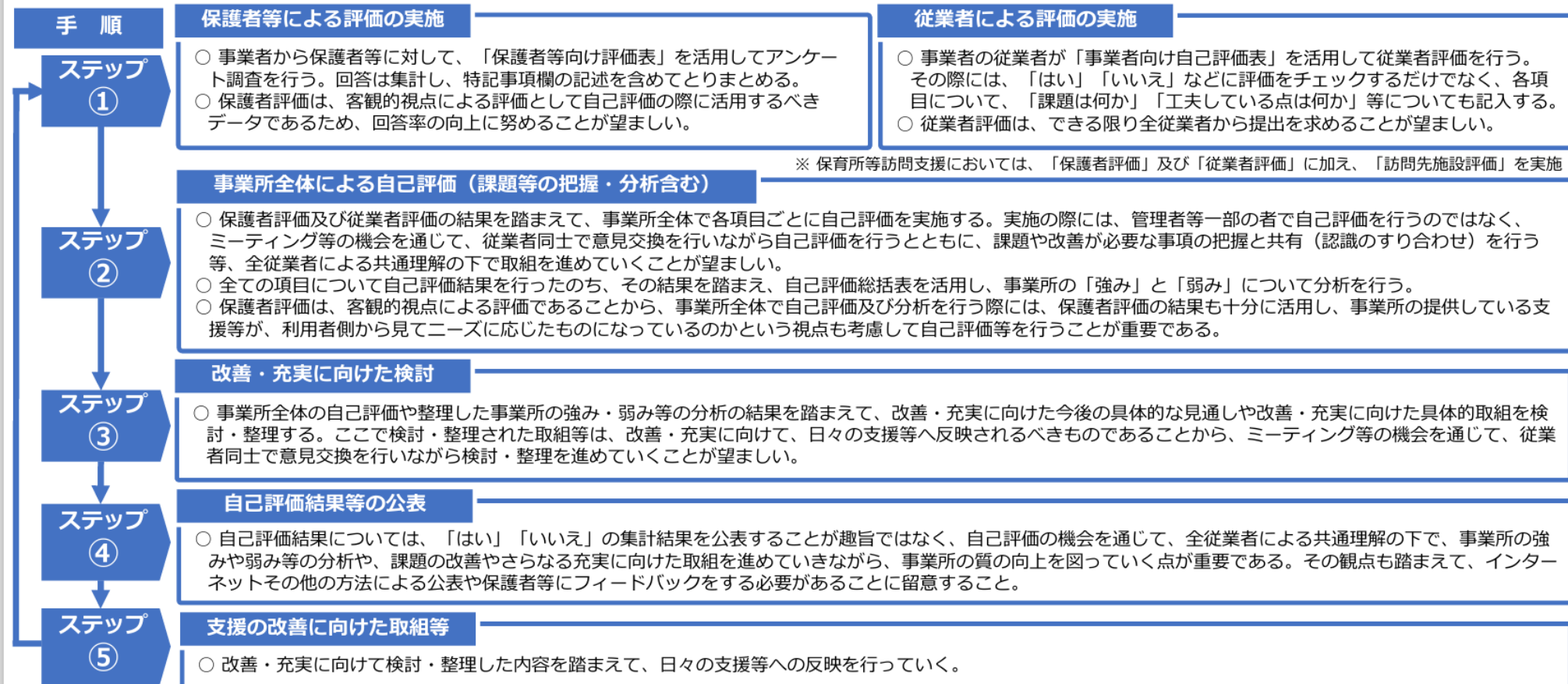
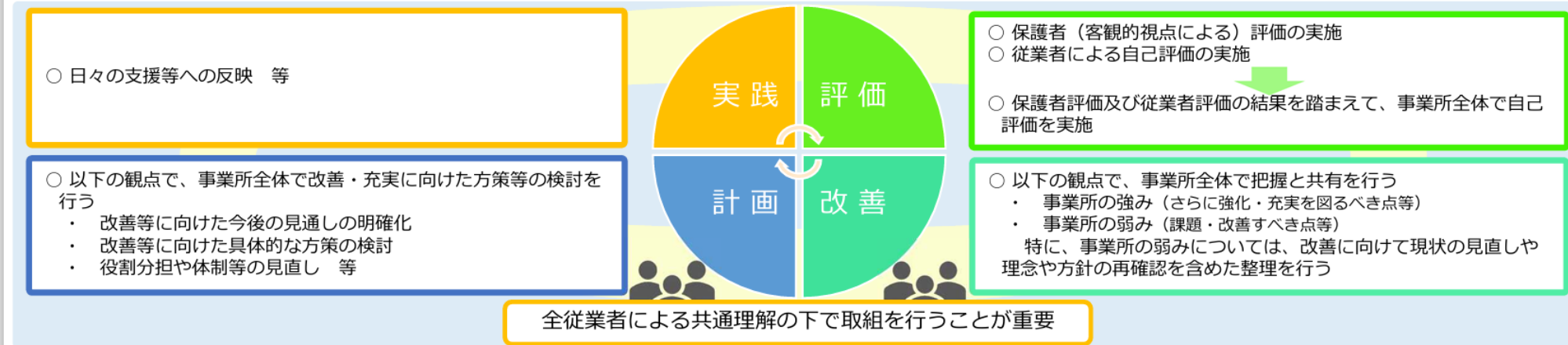
ちなみに…

個別支援計画の参考記載例

個別支援計画の 記載のポイント

こども家庭庁のホームページに
掲載されていますので、参考に
してください。





まとめ～児童期の支援におけるアセスメントのポイント

アセスメント

情報収集

課題分析



親のニーズ



本人のニーズ



変化しやすい



ご清聴
ありがとう
ございました